

栃木県における 犯罪被害者等支援について

～県民一丸となって被害者等を支えるために～



令和3年4月、犯罪被害者等を支える
地域社会の形成に寄与することを目的とした
「栃木県犯罪被害者等支援条例」施行

発行元 : 栃木県県民生活部くらし安全安心課

監修協力 : 栃木県警察本部
(公社) 被害者支援センターとちぎ

令和3(2021)年12月発行

栃木県犯罪被害者等支援条例について

条例の目的（条例第1条）

この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等を支える地域社会の形成に寄与することを目的とする。

基本理念（条例第3条）

- 1 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた犯罪等による被害又は2次的被害の特性及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に推進されなければならない。
- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受け取ることができるよう推進されなければならない。

栃木県犯罪被害者等支援条例の概要について

■ 目的（第1条）

- 犯罪被害者等の支援施策を総合的かつ計画的に推進
- 犯罪被害者等を支える地域社会の形成に寄与

■ 基本理念（第3条）

- 犯罪被害者等の置かれる状況に応じた適切な支援を推進
- 犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を推進

■ 責務等（第4条～第8条）

- 県 ～支援施策を総合的に策定、実施
- 県民～犯罪被害者等が置かれている状況等の理解
2次的被害が生じないよう十分配慮、県が実施する施策への協力
- 事業者～上記県民の責務に加え、雇用する犯罪被害者等に就労、その他支援
- 市町村との連携
市町村において、施策が円滑に実施されるよう、助言・情報提供

■ 基本計画（第9条）

■ 相談及び情報の提供等（第10条）

■ 心身に受けた影響からの回復（第11条）

■ 日常生活の支援（第12条）

■ 安全の確保（第13条）

■ 居住の安定（第14条）

■ 雇用の安定（第15条）

■ 保護又は捜査の過程における配慮等（第16条）

■ 県民の理解の増進（第17条）

■ 人材の育成（第18条）

■ 推進体制の整備（第19条）

■ 財政上の措置（第20条）

施行期日 令和3年4月1日

犯罪被害に遭うと・・・

通り魔や飲酒運転による交通事故などの犯罪は、いつ誰の身に降りかかっても不思議ではありません。

けれども、私たちの多くは、日常生活の中で、新聞やTVで犯罪のニュースを見聞きすることはあっても、自分や家族、友人などの大切な人たちが犯罪に巻き込まれることを想像することは稀です。

犯罪による被害は後を絶たず、私たちの身近にも、ある日突然起きた理不尽な犯罪により、多くの困難に直面している人たちがいます。

被害者やその御家族・御遺族（以下「犯罪被害者等」という。）はどのような問題を抱えているのでしょうか。

事件



捜査による負担

- 事件の辛い体験を繰り返し説明
- 法廷での証言

困難な被害回復

- 心身の不調
- 被害により生じた障害による影響

日常生活の不安

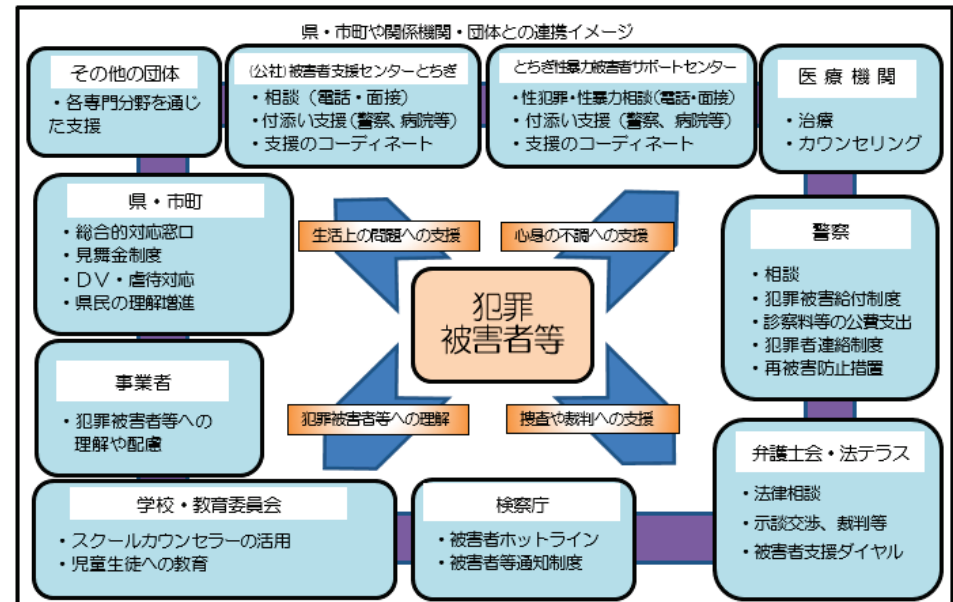
- 経済的不安
- 就労が困難
- 居場所がない

精神的な不安

- 再被害への不安
- 身近な方による心ない言動

犯罪被害者等への支援

犯罪被害者等の心情に寄り添って、県、警察、市町村、関係機関、団体等が連携しながら、途切れない支援を行うことが重要です。



2 次的被害について

2 次的被害とは、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいいます。

具体的には・・・

友人や知人の言動、近隣の噂や中傷

- 「頑張れ」「早く忘れなさい」等の心情に配慮しない声掛け
 - 哀れみの視線や遠巻きな態度
 - 偏見による中傷や興味本位の声掛け
 - インターネット等による噂の流布
- #### 配慮に欠ける職場環境や偏見など
- 心情への理解不足や配慮不足
 - 偏見による解雇
- #### メディアの過剰な取材等
- 強引な取材やプライバシーの侵害

『加害者』にならないためには

「忘れた方がよい」「世の中にはもっと辛い人もいる」といった言葉は、励ましているつもりでも、逆に被害者が傷ついてしまう場合があります。

また民事裁判で訴えることも、「お金が目的なの。」と偏見を持つ人がいるため、色々聞いてしまうことで深く傷ついてしまう場合があります。傷つけるつもりはなくても『加害者』になり得るのです。

2 次的被害の防止に向けて

県民

県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、2 次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする(条例第 6 条)。

【県民に期待される行動の例】

- ・普段どおりに接する。
- ・求められたときに話し相手になる。
- ・困っていることがないか声掛けする。
- ・買い物や子どもの世話など

事業者

事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、2 次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする(条例第 7 条)。

【事業者に期待される行動の例】

- ・従業員を対象とした普及啓発や研修の実施
- ・事業活動を通じた県民への普及啓発等の協力
- ・犯罪被害者等となった従業員の休暇取得への配慮など雇用環境や福利厚生制度の整備

県の取組

◎ 県民の理解の増進(条例第 17 条)

犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について県民が理解を深めることができるよう、普及啓発、教育の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

◎ 保護・捜査の過程における配慮等(条例第 16 条)

犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査等の過程において、犯罪被害者等が置かれている状況を踏まえ、2 次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、専門的知識又は技能を有する職員の配置その他の必要な措置を講ずるものとする。

事業者の皆様へ

犯罪被害者等の方々の被害回復のための休暇について考えてみませんか。

犯罪被害者等の方々が、仕事を続けられるように年次有給休暇だけではなく、被害回復のための休暇制度の導入についても、御検討ください。

犯罪被害者の声(全国被害者支援ネットワーク発行手記より)

この事件で、私たちは大変大きな傷を負いました。きっと消えることはないと思います。

被害者は事件の苦しみと経済的生活と精神的な苦しみと、二重、三重の苦しみを抱えて、その後の生活を送らなければならないと思います。

周囲の支えですが、事件後に、勤めている会社や医療機関、学校関係の方からしていただいたことについて、お話をいたします。会社にはいろいろ配慮してもらいました。検察庁の事情聴取や子どもの世話、病院の受診、学校への送迎があるときは、夏期特別休暇などの年次休暇などの年次休暇や特別休暇を使い、欠勤することなく乗り越えることができました。当時の状況では、会社を辞めざるを得ないとも思いましたが、子どもの学校の送迎時間に合わせて、フレックスタイムという許可制のものですけど、そういうものを使用しました。出勤を 15 分ずつ遅らせてもらい、終業も 18 時の学童保育の終了に間に合うよう配慮してもらいました。

例 1 既存の特別な休暇制度を活用

既に病欠休暇や裁判休暇等の特別な休暇制度を導入している企業であれば、その制度の対象として、犯罪被害者等を含めることを就業規則で定めることが考えられます。

例 2 必要な休暇を付与する旨を周知

必ずしも休暇制度として設けなくても、犯罪被害者等となった従業員は休暇の取得が可能であることを周知することにより、従業員に安心感を与えることができます。

例 3 「犯罪被害者等休暇制度」を創設

この場合、どのような犯罪被害を休暇制度の対象に含めるか、また休暇の付与日数をどうするかなど各企業の労使で十分に話し合うことが必要です。

犯罪被害者等の方々が仕事を辞めることなく、精神的・身体的被害を軽減・回復できるよう御協力願います。

栃木県犯罪被害者等見舞金制度の御案内

殺人や傷害などの故意の犯罪行為により死亡された方の御遺族、又は重傷病を負われた方が、被害後に直面する経済的な負担の軽減を目的とする見舞金制度です。

見舞金の種類・給付額・対象者

遺族見舞金 60万円

犯罪被害によって死亡した方の第1順位遺族（以下の①～⑪のうち、最も数字の小さい遺族）

- ①配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- ②被害者の収入によって生計を維持していた被害者の③子、④父母、⑤孫、⑥祖父母、⑦兄弟姉妹
- ⑧上記2に該当しない被害者の⑨子、⑩父母、⑪孫、⑫祖父母、⑬兄弟姉妹

※第1順位遺族が当該見舞金の申請をしない場合、第2順位以降の遺族は申請をすることはできません。

重傷病見舞金 20万円

犯罪被害によって医療機関での療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上の入院を要する負傷又は疾病に係る身体の被害を受けた方

対象となる犯罪

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（正当行為、正当防衛及び過失による行為の場合を除く。）
（令和3年4月1日以降に発生した犯罪被害に限ります。）

給付のための要件

- 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時に、栃木県内に住所を有する犯罪被害者又は御遺族であること
- 犯罪行為による被害にあった事実が警察への申告などで客観的に確認できること
- その他、申請に必要な要件がありますので、詳しくはお問合せください。

給付がされない場合

- 犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に3親等以内の親族関係（事実上の婚姻関係を含む）がある場合
- 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪行為を誘発した場合
- 犯罪被害者又は第1順位遺族が暴力団等と密接な関係を有するとき
- 見舞金を給付することが社会通念上適切でないとき認められるとき

申請に必要な書類

遺族見舞金

- 栃木県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）給付申請書
- 犯罪被害申告書
- 栃木県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書
- 添付書類（住民票の写し、死体検案書等）

重傷病見舞金

- 栃木県犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）給付申請書
- 犯罪被害申告書
- 添付書類（住民票の写し、診断書等）

給付決定の取り直し・見舞金の返還

- 給付決定後、給付を受ける資格がないと判明したとき、偽りその他不正な手段によって給付決定を受けたと認められたときは、給付決定が取り消されます。
- 給付決定が取り消された場合、既に見舞金が給付されていたときは、返還しなければなりません。

申請方法・申請期限

申請方法

下記申請窓口あて郵送又は直接ご持参ください。

申請期限

当該犯罪被害を知った日から1年以内

ただし、犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、申請することができません。

※ 令和3年4月1日から11月30日までに発生した犯罪被害に伴う給付の申請の期限は、令和4年11月30日となります。

お問合せ先

見舞金制度の利用には、上記以外にも必要な条件があるため、申請前の相談をお願いしています。制度の利用を希望される方は、下記の窓口まで、まずは電話でお問い合わせください。

申請窓口

栃木県県民生活部 暮らし安全安心課 TEL 028-623-2154
〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号 栃木県庁7F
（受付 8:30～17:15・土日・祝日及び年末年始を除く）

被害者支援の考え方と刑事手続きの流れ

警察における基本的対応

被害者の方が捜査によって余計な負担を負わず、2次的被害を受けないように、被害者に接する際にはできる限りの配慮をするよう努めています。

刑事手続きの流れ

被害者の方にお願したいこと

事件の発生

～届出・110番通報～

届出をためらう気持ちになることがあるかもしれませんが、同じような被害が繰り返されないようにするためにも、警察への届け出をお願いします。

捜査の開始

～ 事情聴取 ～

事件の状況や犯人の特徴等について、事情をお伺いします。思い出したくないことがあるかも知れませんが、犯人を捕まえるため、御理解と御協力をお願いします（被害に遭われた方等の意向に応じて女性警察官が対応します。）。

犯人の特定

～ 証拠品の提出 ～

着衣や持ち物等を証拠品として提出していただくことがあります。捜査上、保管する必要がなくなれば、速やかにお返します。

犯人の検挙

～ 実況見分等への立会い ～

被害状況の確認のために立ち会っていただくことがあります。

裁判・判決

～ 公判への出廷 ～

犯人が起訴されると裁判所で裁判が始まります。裁判では証人として出頭していただくことがあります。

警察における被害者支援制度

被害者支援担当官制度

| | |
|------|---|
| 対象事件 | ① 殺人、強制性交等、傷害（全治1か月以上）等の身体犯 ② 交通死亡事故、ひき逃げ事件等の重大な交通事故・事件 ③ その他必要と認められる事件 |
| 内容 | 必要に応じて、次のようなことを行います。 ・病院の手配や付添い ・実況見分等の立会い ・心配事の相談受理 ・民間被害者支援団体等の紹介 等 |

被害者連絡制度

| | |
|------|---|
| 対象事件 | ① 殺人、強制性交等、傷害（全治1か月以上）等の身体犯 ② 交通死亡事故、ひき逃げ事件等の重大な交通事故・事件 |
| 内容 | 次の捜査状況等の連絡を行います。 ①刑事手続及び被害者のための制度 ②捜査状況 ③犯人の検挙状況 ④逮捕被疑者の処分状況 ⑤「被害者の手引」の交付と説明 |

犯罪被害給付制度（遺族・重傷病・障害給付金）

故意の犯罪行為によって、御家族を亡くされた御遺族、重傷病又は障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、国が給付金を支給する制度です。

なお、犯罪行為によって被害をうけた場合でも

- 親族間で行われた犯罪
- 犯罪被害の原因が被害者にもあるような場合
- 労災保険などの公的給付や損害賠償を受けた場合 等

については、給付金の全部又は一部が給付されないことがあります。

詳しくは、**最寄りの警察署**又は**栃木県警察本部犯罪被害者支援室**

☎028-621-0110までお問い合わせください。

(公社) 被害者支援センターとちぎの概要

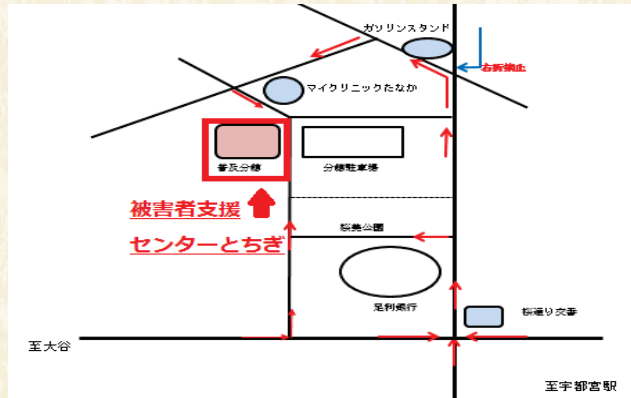
◆ 被害者支援センターとは

犯罪などの被害者およびその家族・遺族に対して、精神的ケアを行うとともに社会全体の被害者支援意識の高揚を図ることにより、被害の回復や軽減に資することを目的とする団体のことをいいます。

具体的な活動内容は、右側のページに記載しています。

◆ 所在地等

宇都宮市桜4-2-2 栃木県立美術館普及分館2階



◆ 沿革

平成17年5月 社団法人 被害者支援センターとちぎ 設立

平成17年7月 社団法人 被害者支援センターとちぎ 開設

平成21年7月 県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受ける。

平成22年12月 栃木県知事から「公益社団法人 被害者支援センターとちぎ」の認定を受ける。

◆ 組織体制等

理事長、理事、監事、正会員

事務局（事務局長、事務局長補佐、相談専門員、支援活動補助員）

◆ 相談電話・全国共通ナビダイヤル

- ① 相談電話 毎週月～金曜日（土・日・祝日、年末年始を除く）
028-643-3940（午前10時から午後4時まで）
- ② 全国共通ナビダイヤル（年末年始を除く）
0570-783-554（午前7時30分～午後10時まで）

(公社) 被害者支援センターとちぎの支援

犯罪被害者等早期援助団体である被害者支援センターとちぎでは、犯罪被害者の方々を支えるため、次のような支援に取り組んでいます

◆ 電話相談

専門的な研修を受けた支援員が、犯罪被害により生じた様々な問題について相談に応じます。

◆ 面接相談

電話相談後、必要に応じて面接相談を行います（要予約）。

専門家による面接、法律相談、カウンセリングを行っています（要予約）。

◆ 直接的支援

相談状況に応じて、直接お会いして支援します。

- ◎ 被害直後に外出することが難しい場合、御自宅にうかがいます。
御自宅での面接相談の上、必要な支援を行います。
- ◎ 病院に行く際に、支援員が付添います。
例) 病院での検査や治療（場合によっては診療予約）など
- ◎ 市町村役場や行政機関に行く際に、支援員が付添います。
例) 届出や手続をするとき など
- ◎ 警察署や検察庁に行く際に、支援員が付添います。
例) 事情聴取（但し、同席が認められない場合があります）
- ◎ 裁判に関する支援を行います。
例) 刑事司法手続の流れや裁判についての説明、傍聴席の確保
マスク等コメントを出したい場合の仲介調整 など

◆ 申請補助

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に基づき、給付金の申請をする方のお手伝いをします。

◆ 自助グループ支援

御遺族が、安心して話をするができる場として、自助グループ「あかし」「はなみずき」を運営しています。

◆ 広報啓発活動

被害者支援の大切さを多くの方々に知っていただくため、講演会や研修会の開催、機関誌の発行、広報キャンペーン等の活動を行っています。

犯罪被害者等のための相談窓口

支援団体の相談窓口

■(公社)被害者支援センターとちぎ

TEL 028-643-3940

【月～金】10:00～16:00（祝日・年末年始を除く）

犯罪被害者等の相談窓口

性犯罪・性暴力に関する相談

栃木県

■とちぎ性暴力被害者サポートセンター（とちエール）

TEL 028-678-8200（#8891・はやく7ストップ）

【月～金】9:00～17:30【土】9:00～12:30

■くらし安全安心課 TEL 028-623-2154

【月～金】8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）（祝日・年末年始を除く）※時間外はコールセンターにつながります。

警察

交通事故に関する相談

■警察安全相談電話 24時間

TEL 028-627-9110（#9110）

■性犯罪被害相談電話 24時間

TEL 0120-363-339（#8103・ハートさん）

■栃木県交通事故相談所 TEL 028-623-2188

【月～金】9:00～11:30, 13:00～15:30

（祝日・年末年始を除く）

こころの悩みなどに関する相談

専門相談窓口

■こころのダイヤル TEL 028-673-8341

【月～金】9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

児童虐待に関する相談

法律関係

■宇都宮地方検察庁被害者等相談室

TEL 028-623-6790

【月～金】8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）

夜間、休日でも伝言やFAXでの利用が可能

■児童相談所虐待対応ダイヤル 24時間

TEL 189（いちはやく）

■テラス 犯罪被害者支援ダイヤル

TEL 0570-079714（なくことないよ）

【月～金】9:00～21:00【土】9:00～17:00

（祝日・年末年始を除く）

DVなど女性問題に関する相談

■とちぎ男女共同参画センター

TEL 028-665-8720（#8008・はれれば）

【月～金】9:00～20:00

【土・日】9:00～16:00（祝日・年末年始を除く）

交通事故関係

■独立行政法人 自動車事故対策機構

交通事故被害者ホットライン（各種相談窓口を紹介）

TEL 0570-000738

【月～金】10:00～12:00, 13:00～16:00

（祝日・年末年始を除く）

各市町の相談窓口

| 市名 | 連絡先 | 市名 | 連絡先 | 市町名 | 連絡先 | 町名 | 連絡先 | 町名 | 連絡先 |
|-------|----------|------------|---------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|
| 宇都宮市 | (028) | 日光市 | (0288) | 那須塩原市 | (0287) | 益子町 | (0285) | 野木町 | (0280) |
| 生活安心課 | 632-2137 | 人権・男女共同参画課 | 21-5184 | 生活課 | 62-7126 | 総務課 | 72-8826 | 総務課 | 57-4112 |
| 足利市 | (0284) | 小山市 | (0285) | さくら市 | (028) | 茂木町 | (0285) | 塩谷町 | (0287) |
| 市民生活課 | 20-2150 | 市民生活安心課 | 22-9282 | 生活環境課 | 681-1126 | 総務課 | 63-5632 | 総務課 | 45-1111 |
| 栃木市 | (0282) | 真岡市 | (0285) | 那須烏山市 | (0287) | 市貝町 | (0285) | 高根沢町 | (028) |
| 交通防犯課 | 21-2151 | くらし安全課 | 83-8110 | 総務課 | 83-1117 | 総務課 | 68-1111 | 地域安全課 | 675-8110 |
| 佐野市 | (0283) | 大田原市 | (0287) | 下野市 | (0285) | 芳賀町 | (028) | 那須町 | (0287) |
| 危機管理課 | 20-3056 | 危機管理課 | 23-9301 | 安全安心課 | 32-8894 | 総務課 | 677-6029 | 保健福祉課 | 72-6917 |
| 鹿沼市 | (0289) | 矢板市 | (0287) | 上三川町 | (0285) | 壬生町 | (0282) | 那珂川町 | (0287) |
| 生活課 | 63-2122 | 生活環境課 | 43-6755 | 地域生活課 | 56-9129 | 生活環境課 | 81-1826 | 総務課 | 92-1111 |